

## 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

### 第一 目的の改正

この法律の目的を、情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進すること等によつて、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の実現を図るものとする。

(第一条関係)

### 第二 定義の改正

この法律において「情報処理システム」とは、電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいうものとする。

(第二条関係)

### 第三 情報処理安全確保支援士の規定の見直し

一 情報処理安全確保支援士の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失うものとする。

(第十五条第二項関係)

二 情報処理安全確保支援士は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の行うサイバーセキュリティに関する講習又はこれと同等以上の効果を有すると認められる講習として経済産業省令

で定めるものを受けなければならないものとする。

(第二十六条関係)

#### 第四 情報処理システムの運用及び管理に関する指針等

##### 一 情報処理システムの運用及び管理に関する指針

1 経済産業大臣は、情報処理システムを良好な状態に維持し、企業経営において戦略的に利用することが重要であることに鑑み、情報処理システムを良好な状態に維持するために必要な情報処理システムの運用及び管理に関する指針を定めるものとする。

(第三十条第一項関係)

2 1の指針においては、情報処理システムの運用及び管理に関する基本的事項、情報処理システムの運用及び管理を適切に行うために必要な体制の整備に関する事項、情報処理システムの運用及び管理に係る具体的な方法に関する事項等を定めるものとする。

(第三十条第二項関係)

3 経済産業大臣は、1の指針を定めるに当たっては、我が国産業における情報処理システムの利用の状況及び情報処理技術の動向を勘案するものとする。

(第三十条第三項関係)

4 経済産業大臣は、1の指針を定めようとするときは、総務省その他の関係行政機関の長に協議しなければならぬものとする。

(第三十条第四項関係)

5 経済産業大臣は、1の指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする  
こと。  
(第三十条第五項関係)

6 経済産業大臣は、おおむね二年ごとに1の指針に検討を加え、必要があるときは変更をするもの  
とすること。  
(第三十条第六項関係)

## 二 基準に適合する事業者の認定等

1 経済産業大臣は、事業者からの申請に基づき、当該事業者について、一の2に掲げる事項に関する  
取組の実施の状況が優良なものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものである  
ことの認定を行うことができるものとする。  
(第三十一条関係)

2 1の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失うもの  
とすること。  
(第三十二条第一項関係)

3 経済産業大臣は、1の認定等に関する事務を機構に行わせるものとする。  
(第三十三条関係)

4 経済産業大臣は、1の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、情報処理シス  
テムの運用及び管理に関する取組の実施の状況について報告を求めることができるものとする。  
こと。

(第三十四条関係)

5 経済産業大臣は、認定事業者が1の基準に適合しなくなった等に該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする事。

(第三十五条第一項関係)

6 経済産業大臣は、認定事業者に対し、情報処理システムの運用及び管理に関する取組の適確な実施に必要な助言及び指導を行うものとする事。

(第三十六条関係)

### 三 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、認定事業者の情報処理システムの運用及び管理に要する資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものについて、特別枠の設定及び保険料率の引下げ等の措置を講ずるものとする事。

(第三十七条関係)

### 第五 機構の目的

機構の目的に、情報処理システムの高度利用の促進の業務を行うことを追加するものとする事。

(第四十条関係)

### 第六 機構の行う業務の追加

一 機構は、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価の業務を行うものとする。

(第五十一条第一項第五号関係)

二 機構は、各省各庁の長又は事業者の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うものとする。

(第五十一条第一項第八号関係)

三 機構は、認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力の業務を行うものとする。

(第五十一条第一項第九号関係)

四 機構は、第四の二の1の認定等に関する事務を行うものとする。

(第五十一条第二項関係)

## 第七 罰則

第四の二の4の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処するものとする。

(第六十二条関係)

## 第八 附則

- 一 この法律の施行期日について必要な規定を設けること。  
(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴う所要の措置について定めること。  
(附則第二条から第三条まで関係)
- 三 関係法律について所要の改正を行うこと。  
(附則第四条から第六条まで関係)